

治山事業請負契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 上野 真一と請負者 は各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和 8 年 7 月 27 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	保安林総合改良整備事業（仙台地区B）
案件内容・仕様	<u>別紙 1 ～別紙 3 のとおり</u>
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 金 円）
納入期限	令和9年3月10日
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日
納入場所・履行場所	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立および内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者	分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 上野 真一
-----	----------------------------------

請負者

契約条項

第1条 本契約の数量等の内訳は別紙1「契約内訳書」のとおりとする。

第2条 本契約の特約事項については、別紙2のとおりとする。

第3条 本契約の事業内訳については、別紙3のとおりとする。

別紙 1

契約内訳書

- 1 事業名 契約書のとおり
- 2 事業場所 契約書のとおり
- 3 事業量 除伐 0.16ha 伐開 0.19ha つる切 39.43ha 刈払い 7.66ha
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和 9 年 3 月 10 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 3 事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 契約書のとおり
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	月 回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
	中間前金払		第 35 条第 4 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

- 7 特約事項
別紙 2 のとおり

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

保安林総合改良整備事業(仙台地区B) 事業内訳書

番号	作業種及び 作業手段	工区 (林小班)	面積 (数量)	単位	林 齢	事業期間	担当区	備 考
1	除伐	30	0.16	ha	—	契約締結の翌日～ 令和9年3月10日	仙台	仙台地区B
	計		0.16					
1	伐開	25	0.19	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年11月30日	仙台	仙台地区B
	計		0.19					
1	つる切り	11	4.20	ha	—	契約締結の翌日～ 令和9年3月10日	仙台	仙台地区B
	〃	28	2.04	ha	—		〃	〃
	〃	22	2.68	ha	—		〃	〃
	〃	23	0.18	ha	—		〃	〃
	〃	30	13.82	ha	—		〃	〃
	〃	19	9.49	ha	—		〃	〃
	〃	24	3.37	ha	—		〃	〃
	〃	25	3.65	ha	—		〃	〃
	計		39.43					
1	刈り払い	23	0.55	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年10月30日	仙台	仙台地区B
	〃	29	0.14	ha	—		〃	〃
	〃	30	2.94	ha	—		〃	〃
	〃	19	2.74	ha	—		〃	〃
2	刈り払い(盛土法面)	11	0.23	ha	—		〃	〃
	〃	29	0.09	ha	—		〃	〃
	〃	19	0.90	ha	—		〃	〃
	〃	25	0.07	ha	—		〃	〃
	計		7.66	ha	—			

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

（写真の提出）

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

（準備器材）

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

（写真撮影）

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

（写真整理）

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

つる切作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業の方法）

- 3 造林木等の生育に支障となるつる類は、出来る限り抜き取るものとし、つる類の種類、形状、その他現地の状況等により、抜き取る事が困難な時は、なるべく根元近くから切断するものとする。
- 4 つるを抜き取り又は切断した後に造林木等に巻き付いている部分をていねいに取り除くこと。この場合、造林木等を損傷（とくに樹皮や頂芽）しないように注意すること。海岸防災林については、この限りではない。

（その他）

- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から 20cm 程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（4）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

刈払い作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の表示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業の方法）

- 3 刈払い幅は別紙図面のとおりとし、車両の通行及び歩行（以下「車両の通行等」）に支障のないよう刈払物を片付けしなければならない。
- 4 管理道上の植生は地際から刈払いし、管理道上に覆い被さり車両の通行等に支障となる枝等は刈り払わなければならない。また、管理道上に倒木等があった場合は取り除かなければならない。
- 5 刈払いにおいては、管理道及び盛土法面に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に扱うものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。

また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

（1）真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

（2）事業期間

事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間を除くものとする。

（3）真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。

真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（○月○日～○月○日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

工種別数量内訳書

工事名:保安林総合改良整備事業 (仙台地区B)

仙台森林管理署

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	員数	単 価	金 額
保安林総合改良整備事業		式	1		
保安林総合改良整備事業 (仙台地区B)		h a	47.44		
つる切り(刈払機+人力)		h a	39.43		
作業道刈り払い(刈払機+人力)		h a	6.37		
盛土法面刈り払い(刈払機+人力)		h a	1.29		
伐開工		h a	0.19		
除伐		h a	0.16		
直接工事費		式	1		
共通仮設費計		式	1		
共通仮設費(率計上)		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
一般管理費等計		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
請負金額		式	1		

共 通 単 価 の 補 正 事 項

補 正 事 項		補正の 有 無 (○・×)	補 正 内 容	補 正 率	加 算 額	備 考
通 勤 補 正		×	直接工事費の 労務費	—	—	
冬 期 補 正		×	労務費	—	—	
機 械 損 料 補 正		×	豪雪地域割増	—	—	供用 1 日当たり 損料／補正係数
レ デ コ イ ン ー ク ミ リ ク ー ス ト ト	地 域 補 正	×	地域割増	—	—	
	小 型 車 補 正	×	小型車割増	—	—	
	冬 期 補 正	×	冬期割増	—	—	
週 休 2 日 補 正		×	直接工事費の 労務費	—	—	補正係数
		×	直接工事費の 機械経費（賃 料）	—	—	補正係数

諸 経 費 等 の 補 正 事 項

工 種	諸 経 費	補 正 事 項	補 正 率 又 は 加 算 額	備 考
	共通仮設費	被災地補正	1.30	補正係数
		施工地域補正	1.00	山間僻地 補正係数
		週休2日補正	1.00	補正係数
	現場管理費	被災地補正	1.10	補正係数
		施工地域補正	1.00	山間僻地 補正係数
		週休2日補正	1.00	補正係数
	一般管理費等	前払補正係数	1.00	補正係数
		契約保証補正	0.00%	

除伐作業条件入力表

[illegible]

つる切り作業条件入力表

[illegible]

刈り払い作業条件入力表

[illegible]

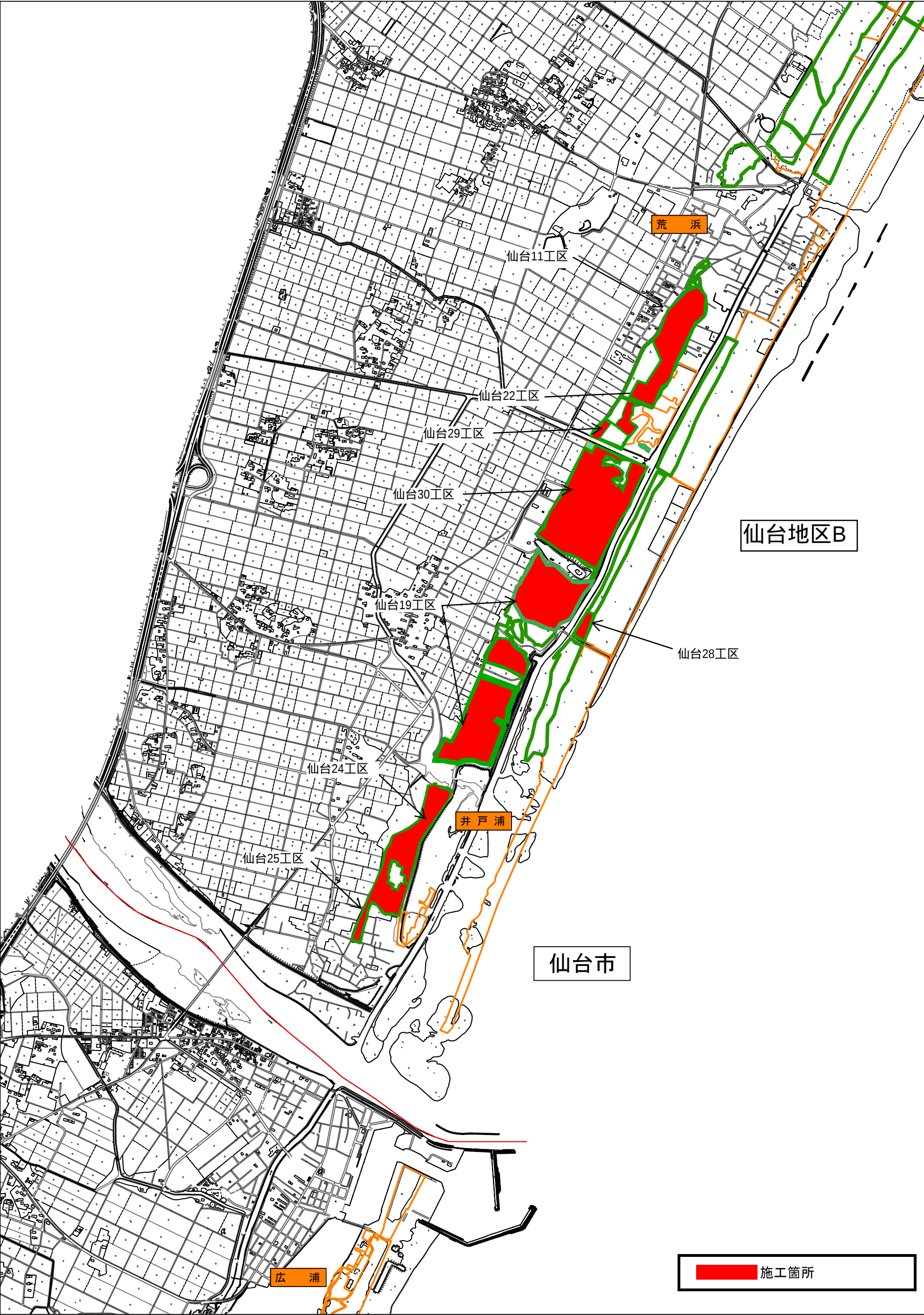
刈り払い(盛土法面)作業条件入力表

[illegible]

伐開工作業条件入力表

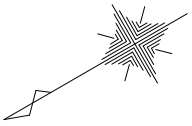
[illegible]

位置図
保安林総合改良整備事業(仙台地区B)



平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



仙台地区 10 工区

仙台地区 14 工区

仙台地区 26 工区

仙台地区 27 工区

仙台地区 11 工区

仙台地区 28 工区

仙台地区 22 工区

仙台地区 1 工区

仙台地区 23 工区

盛土法面刈り払い
【11 工区】
面積：0.23ha

0m 20m 100m 200m

図面凡例



生育基盤盛土



本数調整伐

刈り払い

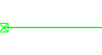
(刈り幅ごとに色分け)



伐開



除伐



国有林境界線



つる切後期



盛土法面刈り払い

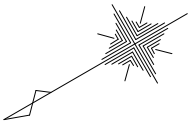


つる切前期

年 度	令和 8 年度		
図 面 名	平面図		
施 工 地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外		
工 事 名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)		
図面番号		縮 尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設 計 者		製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署	

平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



延長 : 82.6m
【30工区】
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
法面 : 4.0m×2

延長 : 17.2m
【30工区】
(水色表示)
路面 : 4.0m
法面側 : 4.0m
非法面側 : 1.0m

延長 : 1,27.2m
【30工区】
(赤色表示)
路面 : 5.0m
法面 : 4.0m×2

延長 : 25.4m
【30工区】
(黄色表示)
路面 : 4.0m
非法面 : 1.0m×2



延長 : 45.5m
【23工区】
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
法面 : 4.0m×2

延長 : 11.6m
【29工区】
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
法面 : 4.0m×2

盛土法面刈り払い
【29工区】
面積 : 0.09ha

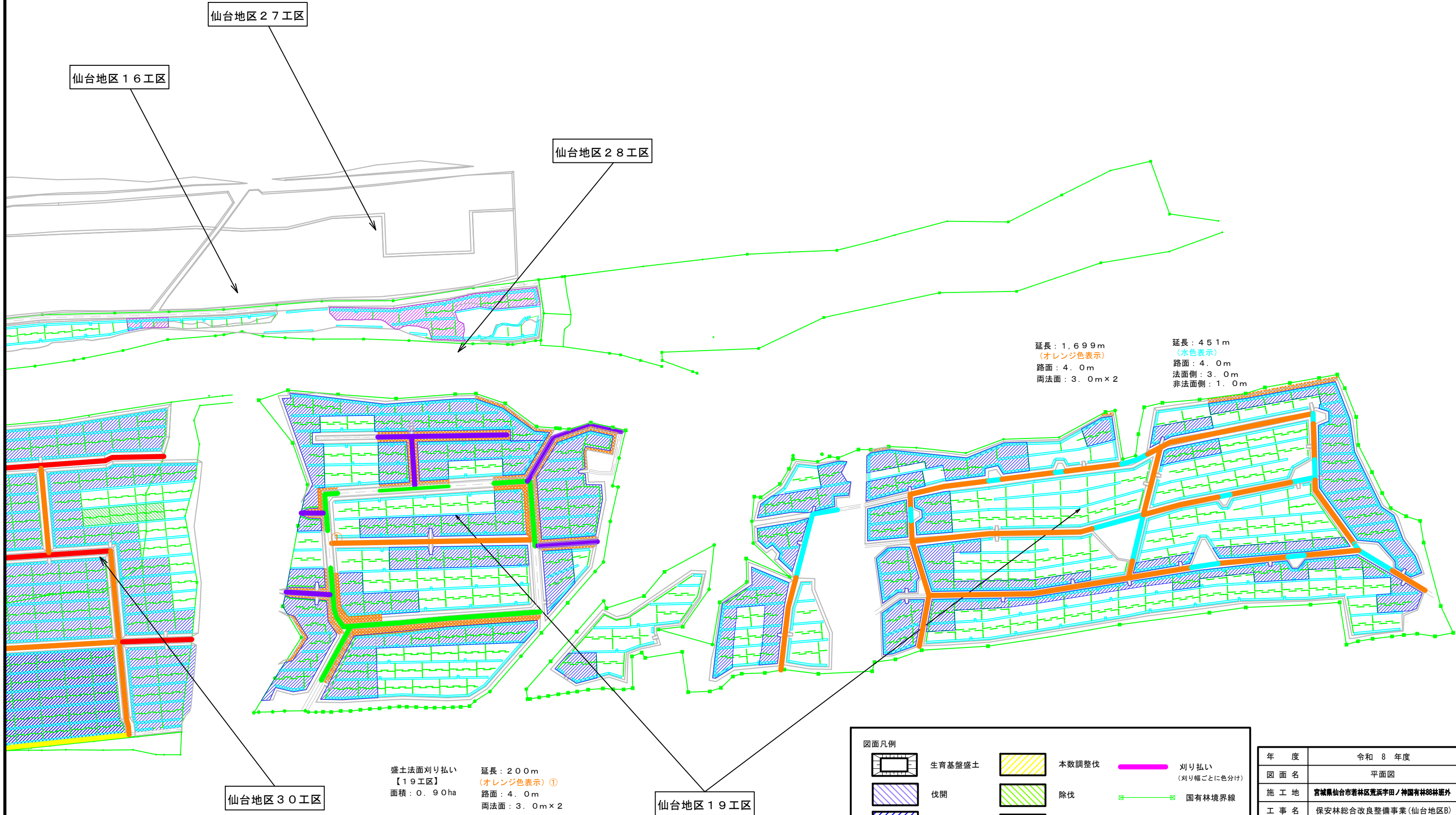
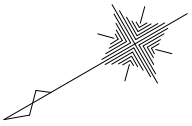
図面凡例

	生育基盤盛土		本数調整伐		刈り払い (刈り幅ごとに色分け)
	伐開		除伐		国有林境界線
	つる切後期		盛土法面刈り払い		
	つる切前期				

年 度	令和 8 年度		
図 面 名	平面図		
施 工 地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外		
工 事 名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)		
図面番号		縮 尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設 計 者		製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署	

平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



延長 : 1,699m
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
両法面 : 3.0m × 2

延長 : 451m
(水色表示)
路面 : 4.0m
法面側 : 3.0m
非法面側 : 1.0m

盛土法面刈り払い
【19工区】
面積 : 0.90ha

延長 : 389m
(紫色表示)
路面 : 4.0m

延長 : 200m
(オレンジ色表示) ①
路面 : 4.0m
両法面 : 3.0m × 2

延長 : 541m
(緑色表示)
路面 : 6.0m

仙台地区19工区

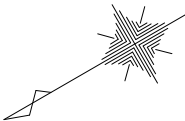
図面凡例

	生育基盤盛土		本数調整伐		刈り払い (刈り幅ごとに色分け)
	伐開		除伐		国有林境界線
	つる切後期		盛土法面刈り払い		
			つる切前期		

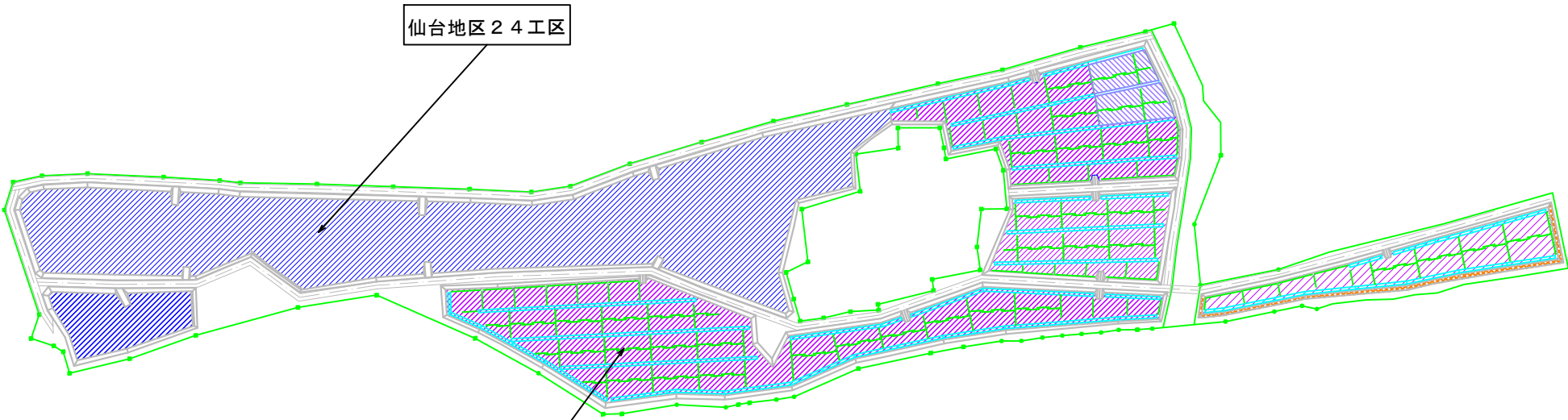
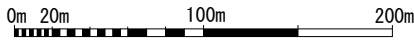
年 度	令和 8 年度		
図 面 名	平面図		
施 工 地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外		
工 事 名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)		
図面番号		縮 尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設 計 者		製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署	

平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



仙台地区19工区



仙台地区24工区

仙台地区25工区

図面凡例

生育基盤盛土

伐開

つる切後期

本数調整伐

除伐

盛土法面刈り払い

つる切前期

刈り払い
(刈り幅ごとに色分け)

国有林境界線

年 度	令和 8 年度		
図 面 名	平面図		
施 工 地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外		
工 事 名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)		
図面番号		縮 尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設 計 者		製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署	

(別添)

造林事業請負の積算内訳書

- 1 入札番号 第 号
- 2 事業名
- 3 事業場所
- 4 作業種
- 5 積算内訳

項 目		主 な 内 訳	金 額 (千円)
直接事業費	労務費	労務賃金、諸手当	
	材料費	苗木、薬剤、肥料等	
	直接経費	特許使用料、水道光熱電力量、機械経費（組立解体費、輸送費（材料及び労務費を除く））	
間接事業費	共通仮設費	準備費、運搬費、役務費、事業損失防止施設費、営繕費、安全費	
	現場管理費	労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、現場従業員の給料手当（給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費）、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、登録費用、雑費	
一般管理費等		役員報酬、本店・支店従業員の給料手当（給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、交際費）、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力、用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、雑費	
計			
消費税及び地方消費税相当額			
合 計			

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長

殿

住 所

会社名

役職名

【裏面】 この区分は参考であり、作成は各企業の経費配分で記載してください。

1 直接事業費

直接事業費は、事業及び事業に必要な仮施設の設置（共通仮設費に含まれるものを除く）に直接必要な労務費、材料費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）

①労務費：労務賃金、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給や諸手当

②材料費：材料費は、事業の実行に必要な苗木、薬剤、肥料等に要する費用

③直接経費：事業の実行に直接必要な経費

特許使用料：契約に基づき使用される特許の使用料及び使用される特許に関し派遣される技術者等に要する費用

水道光熱電力料：事業の実行に直接必要な電力使用料、電灯使用料及び用水使用料とし、基本料金は除く

機械経費：事業の実行に直接必要な機械の使用に要する経費（機械損料、運転経費、組立解体費、輸送費、施設修理費、（材料費及び労務費を除く））

2 間接事業費

間接事業費は、共通仮設費及び現場管理費

①共通仮設費

共通仮設費は、準備費、運搬費、役務費、事業損失防止施設費、営繕費、技術管理費及び安全費

ア 準備費：事業の実施に必要な準備（線引き、測量等）に要する費用

イ 運搬費：機械器具等の運搬に要する費用とし、機械経費及び材料費で支弁すべきものを除く

ウ 役務費：土地の借上げ並びに電力及び水の基本料金等に要する費用

エ 事業損失防止施設費：事業の実施に伴って発生する騒音、濁水、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理に要する費用

オ 営繕費：事業の実施に必要な現場事務所、労務者休憩所、倉庫等の営繕に要する費用

カ 技術管理費：品質管理、出来高管理、試験等に要する費用

キ 安全費：事業実行上必要な安全対策等に要する費用

②現場管理費

現場管理費は、請負業者等が現場の管理事務等の処理に要する費用

ア 労務管理費

現場労働者に係る

ア 募集及び解散に要する費用とし、赴任旅費及び解散手当

イ 慰安及び厚生に要する費用

ウ 作業用具及び作業用被服の費用とし、直接事業費又は共通仮設費に含まれるものを除く

エ 貸金以外の食事、通勤等に要する費用

オ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等による給付以外に、災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用：現場労働者の安全及び衛生、研修訓練等に要する費用

ウ 租税公課：固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課とし、機械経費の機械器具等損料に計上されたものを除く

エ 保険料：自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他損害保険の保険料とし、自動車保険に関し機械器具等損料に計上され

オ 従業員給料手当：現場従業員の給料、危険手当・通勤手当・火薬手当等の諸手当及び賞与とし、本店又は支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純事業費に含まれる現場従業員の給料等は除く

カ 退職金：現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

キ 法定福利費：現場従業員及び現場労働者に係る労働者災害補償保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に基づく事業主負担額

ク 福利厚生費：現場従業員に係る慰安、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、文化活動等に要する費用

ケ 事務用品費：事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

コ 通信交通費：通信費、交通費及び旅費

サ 交際費：現場への来客等の対応に要する費用

シ 補償費：事業の実行に伴って通常発生する物件の毀損等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費

ス 外注経費：事業を専門業者等に外注する場合に必要な経費

セ 登録費用：事業実績等の登録に係る経費

ソ 雑費：アからセまでに属さない諸費

3 一般管理費等

一般管理費等は、請負業者等の本店及び支店における業務の処理に要する費用（以下「一般管理費」という）並びに付加利益

①一般管理費

ア 役員報酬：取締役及び監査役に対する報酬

イ 従業員給料手当：本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

ウ 退職金：退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

エ 法定福利費：本店及び支店の従業員に係る労働者災害補償保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

オ 福利厚生費：本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞、福利厚生、文化活動等に要する費用

カ 修繕維持費：建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

キ 事務用品費：事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費

ク 通信交通費：通信費、交通費及び旅費

ケ 動力、用水光熱費：電力、水道、ガス、薪炭等の費用

コ 調査研究費：技術研究、開発等の費用

サ 広告宣伝費：広告、公告、宣伝等に要する費用

シ 交際費：本店、支店等への来客等の対応に要する費用

ス 寄付金

セ 地代家賃：事務所、寮、社宅等の借地借家料

ソ 減価償却費：建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額

タ 試験研究費償却：新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

チ 開発費償却：新技術及び新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

ツ 租税公課：不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料並びにその他の公課

テ 保険料：火災保険その他の損害保険料

ト 契約保証費：契約の保証に必要な費用

ナ 雑費：電算等経費、社内打合せ等の費用並びに学会及び協会活動等の諸団体会費等の費用

②付加利益

法人税、都道府県民税、市町村民税等、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

4 消費税相当額：消費税相当額は、事業価格に係る消費税及び地方消費税相当分

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答

紙 入 札 参 加 承 諾 願

1. 発注事業名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

(記入例)

・ 認証カードを申請中だか、手続が遅れているため

令和 年 月 日 認証カード取得予定

上記の発注事業は、電子調達システム対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を承諾いただきますようお願い致します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

(分任) 支出負担行為担当官

森林管理(支)署長

殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

(分任) 支出負担行為担当官

森林管理(支)署長